

令和5年第2回稲沢市農業委員会総会会議録

令和5年2月24日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事補	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主事	本田 貴裕
----	-------	----	-------

午後2時00分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和5年第2回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしく申し上げます。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。春が近づいてまいりましたが、まだ寒い日がありますので、健康管理に気を付けていただきたいと思います。

それでは、只今から、令和5年第2回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、19番八木委員、3番丹下委員を指名いたします。

次に日程第2議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。  
所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

贈与により後継者へ継承し、受人は安定した農業経営をするために規模拡大をするもので

す。

受人は現 3,202 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 150 日、世帯では 150 日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与（ぞうよ）での所有権移転です。

贈与により後継者へ継承し、受人は安定した農業経営をするために規模拡大をするものです。

受人は現在 3,775.90 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年 100 日、世帯では 320 日農業に従事しています。

番号3番 4番は受人が同一であるため、一括で説明いたします。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 21,773 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 180 日、世帯では 690 日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 1,129 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 80 日、世帯で 320 日農業に従事しております。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与（ぞうよ）での所有権移転です。

贈与により後継者へ継承し、受人は安定した農業経営をするために規模拡大をするものです。

受人は現在 21,515 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 250 日、世帯では 1000 日農業に従事しております。

4ページをお願いします。

ここからは権利設定の案件です。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

令和5年3月1日から5年間の賃借権の設定です。

受人は、申請地を賃借することにより規模拡大するものです。

受人は現在11,379㎡の農地を経営しており、個人で年間300日、世帯では420日農業に従事しております。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

令和5年2月24日から10年間の賃借権の設定です。

受人は、今回の申請で2,065㎡の農地を耕作することとなり、個人、世帯で年間150日農業に従事する計画となっております。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

令和5年2月24日から1年間の使用貸借権の設定です。

受人は、申請地を使用貸借することにより農地を耕作していく予定です。

株式会社麗和は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの契約となっております。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計9件、移動の土地は、田 6筆 3423㎡、畑 16筆 5868㎡、合計22筆 9291㎡です。

以上、番号1番から8番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、番号9番につきましては、農地法第3条第2項第2号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの使用貸借権設定となっており、農地法第3条第3項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらの1件につきましても許可要件を満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、近藤委員は採決に加わるできませんので、よろしくお願いいいたします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

賛成多数と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

7ページをお願いします。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願い致します。

8ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらは専用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

9ページ総括表をお願い致します。

4条の申請件数は、1件 転用の土地 畑 1筆 400㎡ 合計 1筆 400㎡です。

以上、4条申請1件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

10ページをお願いします。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

続きまして11ページをお願いします。

まず所有権移転の案件です。

(番号1申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは農家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは専用住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場・資材置場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号6申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第1種農地ですが、既存施設の拡張に供しているため許可要件を満たしております。

宅地 431.50 m<sup>2</sup>と一体利用します。

(番号7申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

宅地 691.89 m<sup>2</sup>と一体利用します。

(番号8申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号9申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場・排水施設用地を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

宅地 178.51 m<sup>2</sup>と一体利用します。

(番号10申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

つづきまして、12ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

(番号11申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号12申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号13申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号14申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号15申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは、分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号16申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは、物干し場・庭を設置します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、13ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、16件 転用土地 田 3筆 801㎡ 畑 15筆 2,968㎡ 合計18筆 3,769㎡です。

以上5条申請 16件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

総会提出議案14ページをお願い致します。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。



本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の2種類がございます。

15 ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

申請地 を朗読。

賃借権の設定です。

賃借期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までです。

16 ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

申請地 を朗読。

賃借権の設定は99筆、使用賃借権の設定は16筆です。

賃借期間は令和5年4月1日から令和10年12月31日までが7筆、令和5年4月1日から令和15年12月31日までが108筆です。

25 ページ総括表をお願い致します。

田 115筆 72,601㎡ になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤 強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第9号農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定による

農用地利用配分計画に対する意見聴取についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案 26 ページをお願い致します。

議案 第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。  
本日付け提出 会長名でございます。

27 ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

申請地を朗読。

賃借権の設定は99筆、使用貸借権の設定は16筆です。

貸借期間は令和5年4月1日から令和10年12月31日までが7筆、令和5年4月1日から令和15年12月31日までが108筆です。

36 ページ総括表をお願い致します。

田 115筆 72,601㎡ になります。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限より、杉村委員、瀧委員、小原委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

**【会長】**

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第7 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案 37 ページをお願いします。

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

38 ページをお願いします。

番号1番

特例適用農地は

申請地 地目 面積 を朗読。

被相続人 佐久間 安彦

相続人 柴田 ひろめ

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日 令和4年4月5日

番号2番

特例適用農地は

申請地 地目 面積 を朗読。

被相続人 佐久間 安彦

相続人 安藤 真由美

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日 令和4年4月5日

番号3番

特例適用農地は

申請地 地目 面積 を朗読。

被相続人 佐久間 安彦

相続人 佐久間 紗奈

相続人は被相続人の養子であります。

相続開始年月日 令和4年4月5日

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていま

した。

39 ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、3件

畑 10筆 3,388㎡ になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案どおり証明することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

**【会長】**

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第8 報告第4号 現況証明願の報告についてから日程第10 報告6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

説明の前に1ページの目録をお願いします。報告の番号の修正をお願いします。報告第6号が第5号に、報告第7号が6号の間違いです。

大変申し訳ございませんでした。

それでは引き続き40ページをお願いします。

報告第4号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

41ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和31年より倉庫敷地として利用しておりました。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和48年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、42ページをお願いします。報告第5号農地法第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のAの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

43ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出です。

所有権移転案件になります。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

44ページ総括表をお願いします。

申請件数 2件 畑 2筆 457㎡ 合計 2筆 457㎡です。

つづきまして、45ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

46ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

47ページをお願いします。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号6番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号7番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作するため、賃借権を解除します。

番号8番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号9番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため賃借権を解除します。

48ページの総括表をお願いします。

申請件数 9件 田 27筆 16,066㎡ 合計 27筆 16,066㎡です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和5年第2回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時35分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

19番委員

八木 章嘉

3番委員

丹下 貞行